（別紙様式２）

宿舎（駐車場）貸与申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　宇都宮大学長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　現　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所属部課名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　役　　　職

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ﾌ　ﾘ　ガ　ﾅ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　　名　　　　　　　　　　　　　印

　　下欄記載の駐車場の貸与を受けたいので申請します。駐車場を含め宿舎の使用について

　は、大学法人の規定及び指示に反しないことを確約します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 自動車の車名・型式 |  | 自動車登録番号 |  |
|  自動車の保有者 | 　　　　　　　　　　　　　(本人との続柄)　　　　  |
|  自動車の使用者 | 　　　　　　　　　　　　　(本人との続柄)　　　　  |

　＊この申請書は、駐車場貸与の資格の確認及び駐車場の維持管理のためのものであり、

 記入頂いた個人情報については目的以外に使用いたしません。

　　　　　　　　　 宿舎（駐車場）貸与承認書

 上記申請者に対し、下記のとおり駐車場の貸与を承認します。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 宇都宮大学長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 記

１　宿舎

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 種　　　 類 | 　　　 所　　　　在　　　　地 | 　宿舎名及び戸番 |
| 有　　　 料 |  | （戸 　 番） |
|  指定駐車場 | 　 駐車場　Ｎｏ． |
|  使用開始日 |  　 駐車場に係る使用料月額 | 　　 備　　　　　　 考 |
| 　　年　 月　 日 | 　　　　　　　２,４１２ 円 | 　裏面の貸与の条件参照 |

|  |  |
| --- | --- |
|  駐車許可票の有無 管理人氏名 　有　□ 　 （宿舎担当係） 無　□  | 確 認 印 |
|  |

２　駐車場貸与の条件

（１）被貸与者(駐車場の貸与を受けている者をいう。以下同じ。)は、善良な管理者の注意

　　をもって駐車場を使用しなければならない。

（２）被貸与者は、駐車場の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは駐車場の用以

　　外の用に供し、又はその承認を受けないで改造その他の工事を行ってはならない。

（３）被貸与者は、その責に帰すべき事由により駐車場を滅失し、損傷し、又は汚損したと

　　きは、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、

　　その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合

　　には、この限りでない。

（４）天災、時の経過その他被貸与者の責に帰すことのできない事由により駐車場が損傷し、

　　又は汚損した場合において、その損傷又は汚損が軽微であるときは、その修繕に要する

　　費用は、被貸与者が負担しなければならない。

（５）被貸与者が次の各号の一に該当することになった場合には、その該当することとな

　　った日から２０日以内に駐車場を明け渡さなければならない。

　　　イ　職員でなくなったとき。

　　　ロ　死亡したとき。

　　　ハ　転任、配置換、勤務する法人の移転その他これらに類する事由により、宿舎に

　　　　居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。

　　　ニ　駐車場について先順位者が生じたため、その明渡しを請求されたとき。

　　　ホ　駐車場の廃止をする必要が生じたため、その明渡しを請求されたとき。

（６）被貸与者は、大学法人が工事等宿舎の維持管理のため、一時的に駐車場の明渡しを請求

　　した場合には、これに従わなければならない。

（７）被貸与者が駐車場を明け渡す場合には、明け渡す日の５日前までに明け渡す日を届け

　　出るとともに、駐車場を正常な状態において引き渡さなければならない。ただし、やむ

　　を得ないときは、この限りでない。

（８）被貸与者は、その使用する自動車の車名・型式、登録番号等に変更が生じた場合には、

　　速やかに届け出なければならない。

（９）宿舎の維持管理の必要に基づいて、大学法人において自動車の保管場所を調査すると

　　きは、被貸与者は正当な事由なくこれを拒んではならない。

（10）宿舎内における盗難、損傷等の事故により、被貸与者が受けた損害については、大学

　　法人は一切その責任を負わない。

（11）上記のほか、被貸与者は駐車場及び自動車の使用についての指示に反してはならない。